

令和 7 年執行 参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙に関するお願い

平素より、各種選挙の執行に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年については第 27 回参議院議員通常選挙が 7 月 20 日（日）に、横浜市長選挙が 8 月 3 日（日）に投開票が行われる見通しです。

つきましては、以下の項目につきまして御依頼申し上げます。何卒、よろしくお願いいたします。

1 依頼事項

(1) 当日投票所の投票管理者の推薦

- ・ 各投票所に、投票管理者 1 名の推薦をお願いいたします。

なお、**投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において 1 人の投票管理者及び 2 人の投票立会人によりその事務を担っていただくことが望ましいと考えていますが**、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。

※投票管理者は選挙権を有する方

- ・ 令和 7 年 5 月 7 日（水） までに御推薦くださいますようお願いいたします。
- ・ 推薦依頼文、推薦書については、別途お配りしております封筒内に、地域内各投票所分の部数がございます。

(2) 選挙啓発 PR ポスターの掲出

- ・ 選挙 PR ポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板をお願いいたします。
- ・ ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あてに郵送させていただきます。

2 その他

- ・ 投票立会人（2 名）及び民間従事者（アルバイト）につきましては、御推薦いただいた投票管理者に推薦を依頼させていただきます。
- ・ 投票管理者、投票立会人、民間従事者の推薦にあたりましては、各投票所において、可能な範囲で世代・性別に偏りのないよう、御配慮・御協力をお願いいたします。
- ・ 投票管理者として従事される方のお食事代につきましては、自己負担となりますのであらかじめ御了承ください。

- ・ 投票管理者等の報酬につきましては、次の通り予定しています。

職名	報酬 ・ 賃金
投票管理者	26,000円 (13,000円×2日)
投票立会人	12,000円
民間従事者	未定 (令和6年衆院選実績：21,100円 (前・当日分)) ※別途必要に応じて交通費支給

- ・ なお、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報 酬
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500円
	後半：13:30～20:00	6,500円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000円
	後半：13:30～20:00	6,000円

担当 中区選挙管理委員会
 (中区役所総務課統計選挙係)
 荻野、松田
 TEL 045-224-8118
 FAX 045-224-8109

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

1 お問い合わせのこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。

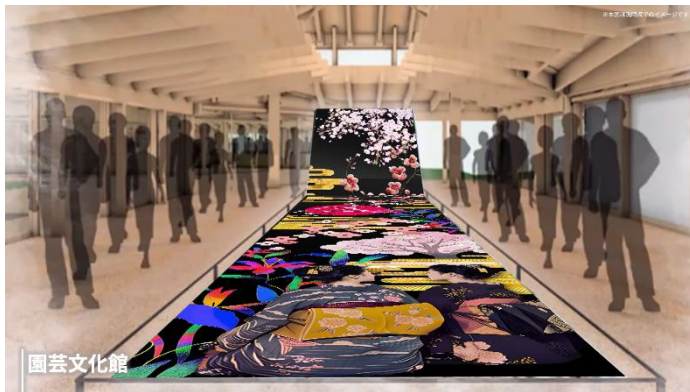


<展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介します。

● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

■「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展^{※1}」に5件、「花・緑出展^{※2}（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
 - ・ 株式会社大林組
 - ・ 清水建設株式会社
 - ・ 住友林業株式会社
 - ・ 東急グループ
 - ・ 東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人 （63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体 （73件） 別紙一覧

※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

■「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店^{※3}」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者 （4件）（※五十音順）
 - ・ JA グループ
 - ・ 株式会社丸兆
 - ・ 明治グループ
 - ・ 山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸光◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

■主催者挨拶

登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



【十倉会長コメント】

GREEN×EXPO の見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日（水）10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局（株式会社プラチナム内） 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロナナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐阜造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	イシキナ ユウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の育-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービッド)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会		①
48	屋内緑化推進協議会		①	101	ジェービーエス製菓株式会社		①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部		①	102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリビアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医会神奈川県支部		①
110	チャン フルーリー イズミ		①	179	一般社団法人 日本造園組合連合会	①	
111	株式会社 春峰園	①		180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
112	湘南造園株式会社	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
113	株式会社 新松戸造園		①	182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
114	有限会社 スープ		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレスドフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフラワーズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカショー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルディン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く！日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 ブラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフラワーズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会		①	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会		①	244	MAFD AMINO／ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本皐月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	ミヅみかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨシグループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイブル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 阜二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 敷会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①	※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	30	仙台市	○	
6	栃木県	○	○	31	さいたま市	○	
7	群馬県	○		32	千葉市	○	
8	埼玉県	○	○	33	川崎市	○	
9	千葉県	○	○	34	相模原市	○	
10	富山県		○	35	静岡市	○	
11	石川県		○	36	浜松市	○	○
12	長野県	○	○	37	名古屋市	○	
13	岐阜県	○	○	38	京都市	○	
14	静岡県		○	39	神戸市	○	
15	愛知県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
16	三重県	○	○	41	福岡市	○	
17	京都府	○		42	北九州市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会(大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		43	熊本市	○	
19	和歌山県	○		44	大和市(神奈川県)	○	
20	鳥取県	○		45	田原市(愛知県)		○
21	島根県		○	46	福山市(広島県)		○
22	岡山県		○	※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性 があります。 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160

- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp



横浜市

令和7年10月～

75歳以上で
令和7年4月1日以降に
運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

無料交付の 対象となる方

令和 7 年 4 月 1 日以降に、
75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年（1950年）10月1日以前の誕生日の方

→令和 7 年 4 月 1 日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年（1950年）10月2日から昭和26年（1951年）10月1日までの誕生日の方

→令和 7 年 10 月 1 日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

ご注意

○自主返納以外（失効など）は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限（免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで）があります。

（例）免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする
持ち物：申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、介護保険証等）

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

（令和7年4月7日～令和8年3月31日まで）

令和7年4月
健康福祉局
高齢健康福祉課

「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【情報提供】

1 事業の趣旨

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和 7 年度から運用を開始しましたので情報提供します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 添付資料

パンフレット

（「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について）

4 事業概要

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

「おでかけシャトル」の導入に向けては、住民・行政・交通事業者など関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

新たな制度では、アンケート調査の実施や関係者との調整支援等、地域等の取組に対する様々な支援を行うとともに、運行経費、車両導入等の環境整備費、その他地域公共交通の運行に必要な経費の一部を補助します。

都市整備局地域交通推進課
担当 勝山、星野
電話 045-671-3800 /FAX 045-663-3415
メール tb-chikikotsu@city.yokohama.lg.jp

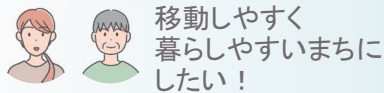


横浜市 みんなのおでかけ交通事業

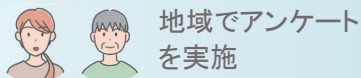
●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

地域の皆様の取組意向



運行計画の作成



運行
スタート！

利用状況チェック

地域でアンケートを実施



検討・伴走



補助金交付

●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組む必要があります。

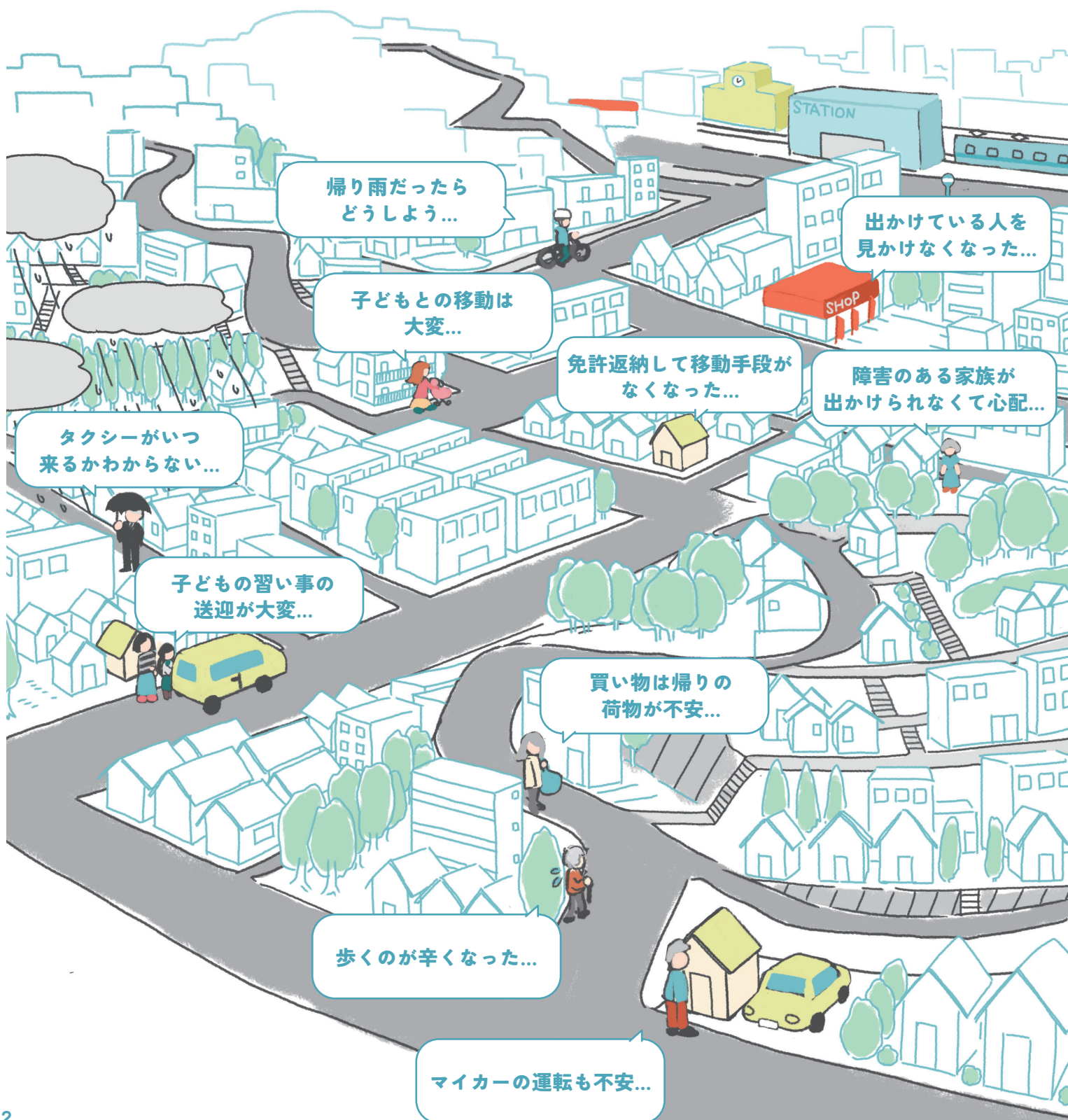


1 おでかけチャトル で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が
増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な商店やクリニックの利用が増えた

身近な場所で乗り降り
できて便利

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人があるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める

この道は見通しが悪く危ないのでこっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！
もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域住民	交通※事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析

2. 運行計画
をつくる

	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
	(2) 推計利用者数の算出			●

3. 運行事業者
を決める

	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
	(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
	(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●

4. 運行に向けた
準備

	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
	(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5) 運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	(6) 運行に係る協定締結	●	●	●

5. 運行スタート！

実証運行 最大3年間 本格運行	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2) 利用促進活動	●	●	
	(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

約 1 年

約 1.5 ～ 2 年

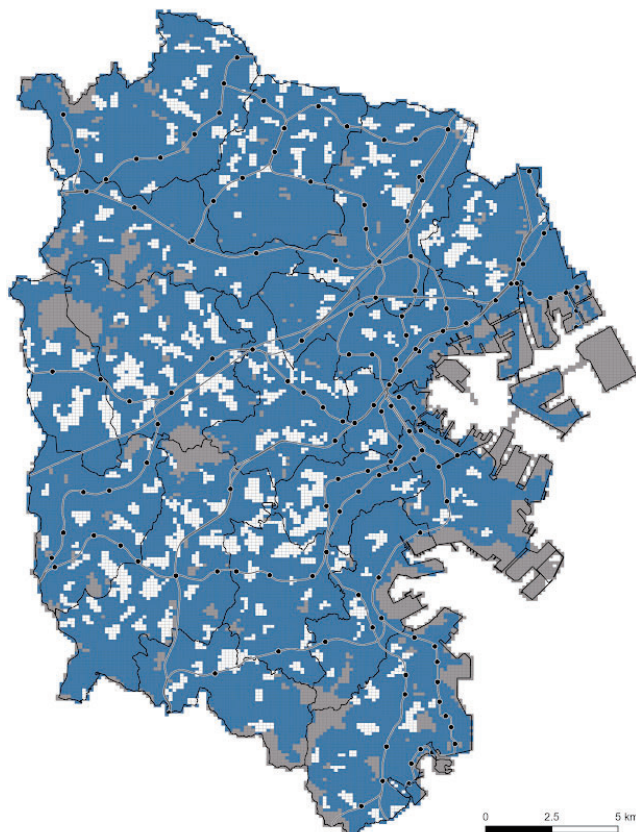
運行開始

3 支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

(2) 支援継続条件（路線定期運行、デマンド型運行の場合）

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点（12 か月経過後）	収支率 25% 以上
	2年目終了時点（24 か月経過後）	収支率 35% 以上
	3年目終了時点（36 か月経過後）	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降（48 か月経過後）	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3) 導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

① 路線定期運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・ その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)

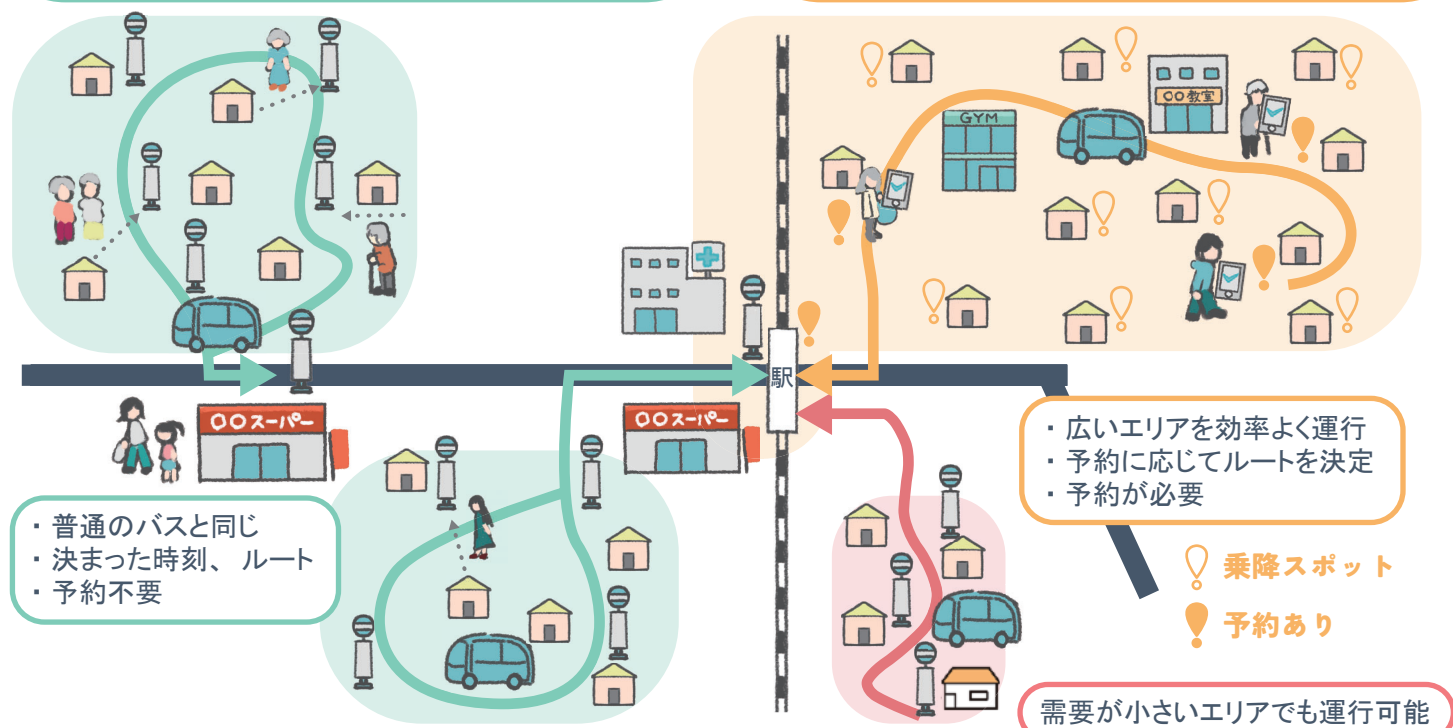
② デマンド型運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
- ・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)
- ・ その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③ 地域の輸送資源の活用

実証運行

及び

本格運行

車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシェア** の導入に向け取り組むことが必要です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシェア** を定着させるためには、多くの方々の 利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

今ある公共交通を活かす

おでかけシェア は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年 10月より **おでかけシェア** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシェア** となるよう検討しましょう。

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡
電 話 671-4096
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化</u> 、 <u>家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れての避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるよう、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 63.6% ② 34.2%	85% 70%	100% 100%

マンション防災の推進

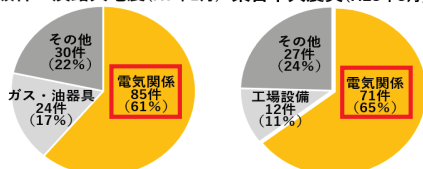
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関係するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の旧耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 94%(R5末) ② — ③ 8件 (R5)	96% 150件 (R7～R11) 150件 (R7～R11)	98% 120件 (R12～R15) 120件 (R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付が困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	—

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所 ② 1台	459/459拠点 (完了) 2台	— —

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	— (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7) 協定締結先拡充	協定締結先 拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品
(口腔ケアなど)



プライバシー確保
(パーティション)



寝具
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分) (完了)	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設 ② 検討	600施設 全施設にいきわたる量の 備蓄(20,000食)	620施設 更新

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点 ② — ③ 1か所整備中	459/459拠点 動物愛護センター ほか順次整備 4か所	459/459拠点 各区1か所 以上 4か所以上

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

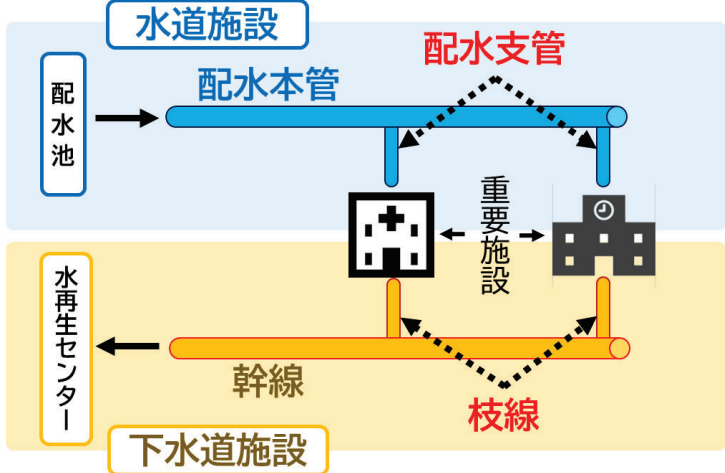
旧上瀬谷通信施設地区		機能
(①～⑤機能の実施エリアは右図)	①現地司令施設機能(2.0ha)	市災害対策本部(本庁舎)指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者(DMAT等)の現地調整の司令塔
	②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊(自衛隊・警察・消防)の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
	④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区	物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
	観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	インターチェンジ・交通・緊急輸送路	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定



重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	—

※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

初期消火器具設置費用の一部補助について【情報提供】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から9月30日（火）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、お住いの区の消防署所に御提出をお願い致します。

※申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の設置費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	<u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

6 中区重点対策地域

中区A (PDF : 2,493KB)	【全域】 上野町1丁目、上野町2丁目、上野町3丁目、柏葉、鷺山、竹之丸、立野、千代崎町1丁目千代崎町2丁目、西竹之丸、西之谷町、本郷町1丁目、本郷町2丁目、本郷町3丁目、本牧町1丁目、本牧町2丁目、本牧満坂、麦田町2丁目、麦田町3丁目、麦田町4丁目、大和町1丁目、大和町2丁目、山元町1丁目、山元町2丁目、山元町3丁目 【地域の一部】 大芝台、大平町、北方町1丁目、北方町2丁目、千代崎町3丁目、千代崎町4丁目、寺久保、本牧荒井、本牧緑ヶ丘、簗沢、矢口台、山手町、山元町4丁目
中区B (PDF : 470KB)	【全域】 赤門町1丁目、英町 【地域の一部】 初音町1丁目、初音町2丁目、初音町3丁目

※横浜市 HP から引用

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/taishyoarea.html>

※申請要件や書類等のお問い合わせは、お住まいの区の消防署へご連絡ください。

消防局予防課
 担当 佐藤、岡田
 電話 045-334-6406 /FAX 045-334-6610
 メール sy-yobo@city.yokohama.lg.jp

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和 7 年 5 月 26 日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和 7 年 5 月 26 日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1 通に 4 名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

料金後納郵便 市区町村管理番号 100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務 太郎 様 郵便用カスタマーバーコード印刷領域 【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ この通知に関してご不明点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。 (法務省HP) 二次元バーコード (〇〇市HP) 二次元バーコード 矢印からゆっくりはがしてご覧ください	文書番号 令和7年 月 日 戸籍に記載される振り仮名の通知書 〇〇県〇〇市長 印 戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。 本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番 【氏の振り仮名】 <table><tr><td>氏</td><td>法 務</td></tr><tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr><tr><td>氏の振り仮名の届出が可能の方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr></table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ	【名の振り仮名】 <table><tr><td>①</td><td>名</td><td>太 郎</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr><tr><td>②</td><td>名</td><td>京 子</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr><tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr><tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr><tr><td>名の振り仮名の届出が可能の方</td><td colspan="2">①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</td></tr></table> ※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。 右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」) 音声コード	①	名	太 郎		振り仮名	タロウ	②	名	京 子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ	名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	
氏	法 務																																		
振り仮名	ホウム																																		
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ																																		
①	名	太 郎																																	
	振り仮名	タロウ																																	
②	名	京 子																																	
	振り仮名	キョウコ																																	
③	名	正																																	
	振り仮名	タダシ																																	
④	名	ゆり																																	
	振り仮名	ユリ																																	
名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)																																		

《裏面もあります。》

(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課
担当 中澤、指宿
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

➡ 誤っている場合は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和8年度の会館整備については、令和7年7月7日（月）までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



区 連 会 4 月 定 例 会 資 料
令 和 7 年 4 月 1 8 日
青少年交流・活動支援スペース

自治会町内会長各位

公益財団法人よこはまユース
青少年交流・活動支援スペース

青少年交流・活動支援スペース
中高生夏期ボランティアの受け入れについて（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。当施設では青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しております。この度、夏祭りなどの地域活動で中高生ボランティアを受け入れていただける自治会や町内会を新たに募集させていただくことになりました。

ぜひ青少年に地域社会とつながる体験機会をご提供いただければ幸いです。募集の詳細については別紙募集要項をご参照ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・2025 年度さくらリビング中高生夏期ボランティア受け入れ団体募集要項

【問合せ先】公益財団法人よこはまユース 施設課
青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）

担当：山崎・西川

TEL 045-263-8020 FAX 045-263-8252

MAIL kkspace@yokohama-youth.jp

2025年度さくらリビング 中高生夏期ボランティア 受け入れ団体募集要項



青少年交流・活動支援スペース（愛称：さくらリビング）は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。さくらリビングでは青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しています。事業にご協力いただき、青少年に体験機会を提供していただける施設・団体を新たに募集いたします。

● 団体要件

横浜市内の施設または市内で活動する団体

※ただし政治や宗教、営利を目的とした活動でないこと。

公序良俗に反する活動や個人的なご依頼もお受けできません。

● 新規募集団体数

10団体

● 募集締め切り

5月10日（土）（上限に達し次第受付を終了します）

● 申込方法

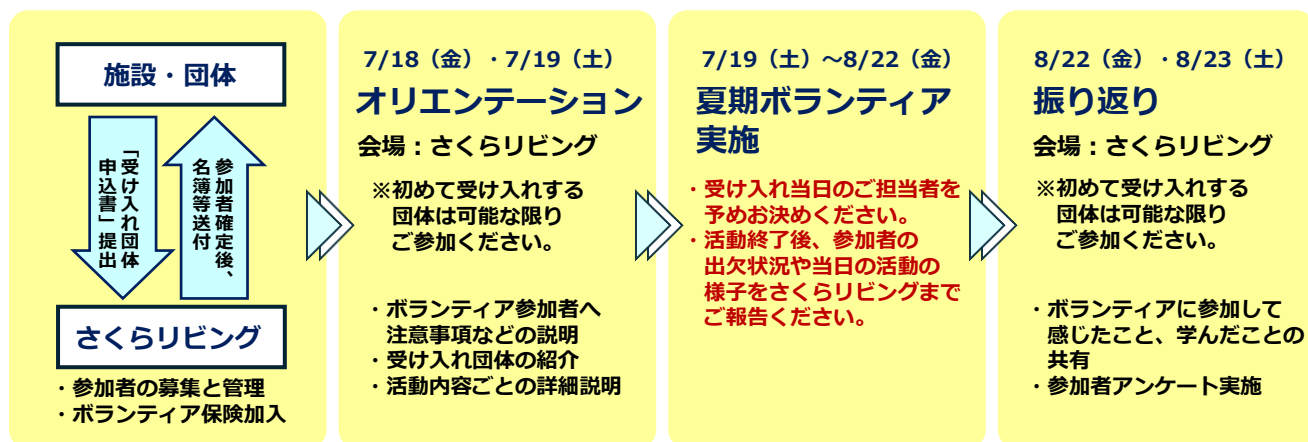
裏面の「受け入れ団体申込書」またはGoogleフォームを送信

受け入れ団体や活動の例

- ・放課後キッズクラブなどでの
子どもの見守り、遊び相手
- ・子ども食堂のお手伝い
- ・地域の夏祭りのお手伝い
- ・障がい者施設のサポート
- ・小中学生の学習支援
- ・宿泊体験施設の清掃
- ・駅前での街案内 など



ボランティア受け入れの流れ



《問い合わせ先》

青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）

（運営団体：公益財団法人よこはまユース）

【住所】 中区桜木町1-1ぴおシティ6階

【電話】 045-263-8020

【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp

【担当】 山崎・西川



中高生夏期ボランティア 受け入れ団体申込書

締め切り 5月10日（土）（上限に達し次第受付を終了します）

団体名または施設名	
ご担当者	
連絡先(電話)	
連絡先(メール)	

* ボランティア募集チラシに掲載する内容
(紙面に限りがあるため内容を編集させていただくことがあります。)

団体・施設の紹介	
ボランティアに依頼したいこと	
受け入れ日程 ※7/19(土)～8/22(金)の間で 受け入れ可能な日、時間帯	
活動場所	住所 施設名
受け入れ可能人数 ※複数日程の場合は1日あたりの人数	
持ち物、服装など	
その他条件、連絡事項など (例)雨天中止 高校生のみ受け入れ など	
活動当日の緊急連絡先、担当者 ※欠席連絡等に使用します。参加者にお伝え してもよい連絡先(電話、メールアドレス)を ご記入ください。	

送付先

青少年交流・活動支援スペース(さくらリビング)
【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp
【FAX】 045-263-8252
【担当】 山崎・西川



Google フォームでも
送信できます

自治会町内会 様

区連会4月定例会説明用資料
令和7年4月18日
中区社会福祉協議会

日赤中区地区委員会
委員長 永井 由香

令和7年度中区赤十字会費（活動資金）募集のお願い

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字運動の推進につきましては、あたたかいご支援とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

前年度の赤十字会費募集に際しましても、格別のご協力を賜りましたことを、深く感謝申し上げます。

本年度も裏面の実施計画により会費の募集を進めてまいります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、貴自治会町内会におかれましても、引き続き赤十字運動へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴会赤十字会費 《目安額》 円

※1世帯当たりの目安額 200円×貴会世帯数×90%

目安額はあくまでも参考です。募集は任意であり、強制ではありません

[参考] 昨年度（令和6年度）貴会赤十字実績 《前年度実績》 円

【日赤中区地区委員会事務局】

中区社会福祉協議会 担当：沼澤・山崎

TEL 681-6664 FAX 641-6078

令和7年度中区赤十字会費募集運動実施計画

赤十字事業活動の推進に要する会費を募集いたします。

- (1) 目 安 額 9,078,300円
- (2) 1世帯あたり目安額 200円
- (3) 募 集 期 間 令和7年5月から6月を中心とする通年

* 6月27日（金）を目安に納入をお願い申し上げます。

各自治会町内会の皆様へ

日本赤十字社は人道の理念のもと、世界中 189 か国にある赤十字の一つとして、多発する国内外での自然災害被災者や紛争犠牲者の支援活動、健康安全事業等を行っております。

神奈川県支部では皆さまからの会費（活動資金）を「災害救護事業（国際・国内）」「健康・安全事業」「医療、献血事業」「青少年育成」「社会福祉事業」等にに使わせていただいております。日赤中区地区委員会は、今年度下記の活動を予定しております。

【令和6年度中区地区委員会の事業予定】

- 1 救急法講習会等の開催
- 2 災害見舞金品支給活動
- 3 ひとり暮らし高齢者の見守り活動推進事業

*ひとり暮らし高齢者の見守り活動推進事業 みまもり安心グッズ「おふくろさん」配付事業



区内のひとり暮らし高齢者等に、民生委員と地区社会福祉協議会が「防災グッズ（懐中電灯、笛、緊急連絡先カードなど）」を配布し見守り訪問活動を行っています。このグッズを配布することが“地域で見守りをする”体制の一つとなっています。

自治会町内会 会長様

中区安全安心推進協会
会長 永井 由香

令和7年度中区安全安心推進協会賛助金のお願い

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より安全安心推進協会の事業につきまして、ご支援・ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

毎年、当協会の賛助金募集に際しまして、格別のご協力をいただいておりますことを、深く感謝申し上げます。

本年度も裏面の実施計画により賛助金の募集運動を進めてまいります。

つきましては、誠に恐れ入りますが、貴自治会町内会におかれましても、この賛助金へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【 賛助金目安額 】 《 目安額 》 円

※1 世帯あたりの目安額 10 円×世帯数（●●●）×90%

（あくまでも目安額であり、決して「割当額」ではなく強制ではありません）

[参考]昨年度(令和6年度) 賛助金実績 《 前年度実績 》 円

～ご注意～

「ゆうちょ銀行」の手数料が令和4年1月17日から改定されました。

窓口や ATM における各種払込サービスの利用時に**現金で支払う場合**には、1 件ごとに 110 円が手数料に加算されます。（払込者負担）

また、窓口への硬貨持ち込みが 50 枚を超える場合、枚数に応じた手数料がかかります。お手数ですが、お振込みいただく際は、ご注意ください。

【中区安全安心推進協会事務局】
中区社会福祉協議会
担当：青木・沼澤
TEL 681-6664

令和7年度 中区安全安心推進協会賛助金募集実施計画

区民の安全安心を推進するための事業活動に必要な賛助金を募集いたします。

- (1) 目 安 額 453,915円
- (2) 1世帯あたり目安額 10円
- (3) 募 集 期 間 令和7年5月から6月を中心とする通年

＊6月27日（金）を目安に納入をお願い申し上げます。

各自治会町内会の皆様へ

「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で75回目を迎えます。

この趣旨に基づき、中区においては関係団体及び多くの区民の協力を得て、安全で安心した区民生活の実現を図るとともに、青少年等の健全育成を重点的に各種の事業を展開します。

【予定】

- 1 「中区社会を明るくする運動」キャンペーンの実施
- 2 中区民まつり「ハローよこはま」への参加
- 3 中区内中学校との連携事業
- 4 「社会を明るくする運動」全国統一ポスターの掲示
- 5 「社会を明るくする運動」作文コンクールの作品募集（県推進委員会主催）

令和 7 年 4 月 18 日

自治会町内会長 様

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会
事務局次長

「2025 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会」
開催に伴う交通規制のお知らせについて

平素より、皆様にはワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会開催に関し多大なるご尽力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

さて「2025 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会」は5月17日（土）18日（日）の開催に向けて、安全、安心な大会運営を行うために準備を進めておりますが、実施にあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

1 交通規制日時

令和7年5月16日（金）試走	6時頃～7時頃
5月17日（土）エリート・パラ	6時30分頃～15時20分頃
5月18日（日）エイジ・エイジパラ	7時頃～14時00分頃

2 交通規制場所と時間

別紙「交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 問い合わせ先

■大会情報のお問い合わせ先（平日 9:00～17:00）

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局
電話番号 045-680-5538

■大会開催に関わる交通情報のお問い合わせ先

（公財）日本道路交通情報センター（5/17、18のみ）
電話番号 050-3369-6614

担当 世界トライアスロンシリーズ横浜大会
組織委員会事務局 相田
電話:680-5538 FAX:641-2371
Email: aida@yokohamatriathlon.jp

2025 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会

交通規制へのご協力をお願いします。

両日この方面への車でのお出かけは、できるだけお控えください。交通規制・う回については、案内看板や現場の警察官、警備員の指示に従ってください。

航空法に基づき、許可等を得ずにコース及び会場周辺で無人航空機(ドローン)を飛行させることはできません。

エリート・
エリートパラ

5月17日(土)

規制時間

6:30頃～
15:20頃

※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。

**みなとみらい21周辺道路、
大さん橋、山下公園周辺、
国道133号県庁前へは
6:30頃～15:20頃まで
出入りできません。**

※みなとみらいトンネル(山内ふ頭側)は、
6:25頃から進入できません。

※国道133号は混雑が予想されます。



エイジ・エイジパラ

5月18日(日)

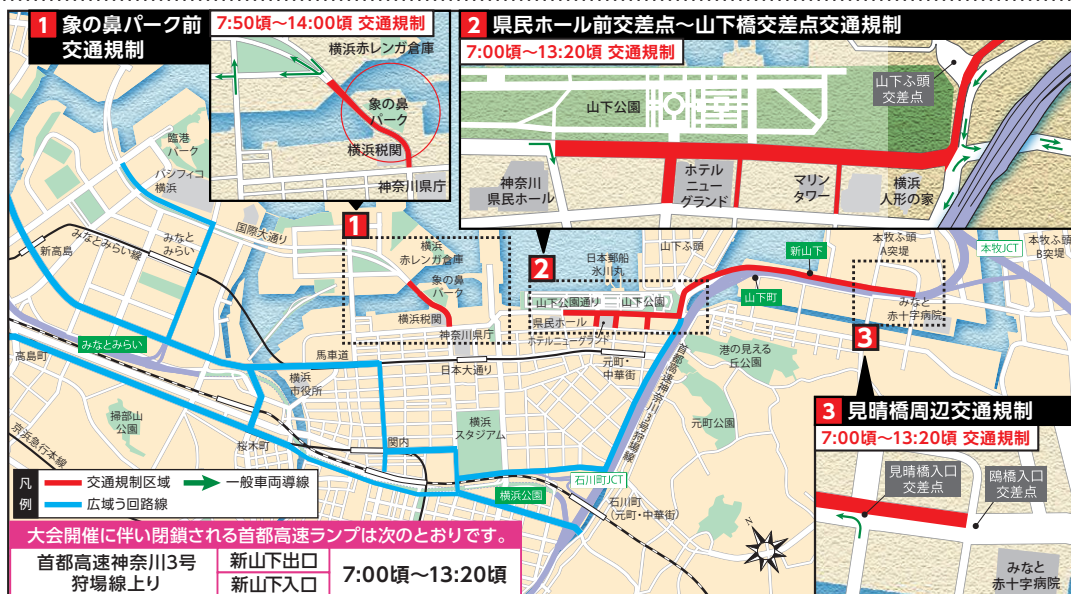
規制時間

7:00頃～
14:00頃

※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。

**山下公園・山下ふ頭周辺へは
7:00頃～13:20頃まで
出入りできません。**

※A突堤及び新山下地区へはA突堤入口交差点、
 鵜橋入口交差点より出入りできます。



エリート試走

5月16日(金)

規制時間

6:00頃～7:00頃



■大会情報のお問い合わせ先(平日 9:00～17:00)
世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局

Tel. 045-680-5538

■大会開催に関わる交通渋滞情報のお問い合わせ先
(公財)日本道路交通情報センター(5/17,18のみ)

Tel.050-3369-6614

神奈川県警察からののお知らせです。

神奈川県警察
公式アプリ

かながわポリス
搭載

スマー

チリ

自転車・特定小型の
交通ルールが学べる

スクール

自転車と特定小
自転車の交通ル
形式で学べます。

ると制服や手錠
装備品がチリチ
与えられ、昇任し

型原動機付
ールをクイズ
学習を続け

などの警察
カちゃんに
たり、白バイ
運転免許の
問い合わせ

交通事故
犯罪発生情報の
表示機能

位置情報共有機能

まずは二次元コードからダウンロードしてください!!▶

令和7年度 中区地域福祉保健計画（中なかいいネ！）第4期計画の推進と 第5期計画の策定へのご協力について（依頼）

平素より、中区の地域福祉保健の推進にご協力を賜りありがとうございます。

今年度は、第4期中区地域福祉保健計画の5年目となり、引き続き、取組を進めていただくと共に、第5期計画（令和8年度～令和12年度）を策定する年です。

つきましては、引き続き、中区地域福祉保健計画（中なかいいネ！）推進会議へ各地区別計画推進会議の代表者のご出席と各地区別計画推進会議の運営について、以下のとおり御協力をお願いいたします。

1 第5期中区地域福祉保健計画（令和8～12年度）「中なかいいネ！」骨子について

昨年度（3月10日）の推進会議にて、第5期計画の方向性を定めた骨子（案）を推進会議委員の皆様にご確認いただき、いただいたご意見を反映させて骨子が完成しました。今年度は骨子をもとに第5期計画の区計画を策定します。

2 中区地域福祉保健計画（中なかいいネ！）推進会議について

今年度は第5期中区地域福祉保健計画（区計画）を策定に向け、策定スケジュール及び構成案について、各地区別計画推進会議の代表者、地域福祉保健活動の活動者、福祉保健に関する学識経験者等で協議をします。

令和7年度日程

①第1回 6月30日（月）午後【調整中】※日程等が確定次第、別途通知します。

（議題）第5期計画策定スケジュールについて
区計画構成案の確認

②第2回 3月上旬【予定】

3 地区別計画推進会議について

「地区別計画」を推進・策定するために、地区内の情報共有や地域活動の取組状況を振り返ります。地区によっては、地区連合町内会や地区社会福祉協議会、元気な地域づくり推進協議会等を活用し、協議していただいております。

今年度は第5期計画策定のため、各地区の計画に掲載する内容について、ご検討くださいますようお願いいたします。

担当：中区福祉保健課事業企画担当

福田、木城、小澤

電話：224-8331

FAX：224-8157

メール：na-iineplan@city.yokohama.lg.jp

第5期中区地域福祉保健計画(令和8～12 年度)

「中なかいいネ！」骨子

横浜市の地域福祉保健計画は
市計画・区計画・地区別計画の3つで構成されています

横浜市地域福祉保健計画「よこはま笑顔プラン」

中区(全体)計画

中区の地区別計画

中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」

「中なかいいネ！」って？

お互いに支え合い助け合いながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して健やかに暮らしていけるまちを目指して、中区に住む人、働く人、団体や事業所みんなが協力しながら進めていく計画だよ！



横浜市地域福祉保健計画のキャラクター
ちふくちゃん

これまでの歩みと第5期計画が目指すもの

第1期(平成 18～22 年度)

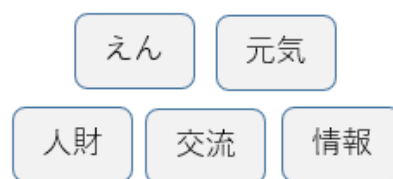
地域福祉計画とは何か？からスタート。
まちの良いところ、困りごと、どんな取組をしたら良いかを話し合い、活動を広げました。

第2期(平成 23～27 年度)

「中なかいいネ！委員会」や各地区での話し合い、区民の意見などから「地域のつながりと住民同士の支え合いの充実・強化」と「活動の継続・活性化と次代を見据えた人材育成」の2つの重要テーマを設定しました。

第3期(平成 28～令和2年度)

中区の現状分析と課題の抽出を行い、区・地区として目指すまちの姿の議論を重ね、基本的な枠組みとして2つの柱「えん結び」「元気いっぱい」と3つの土台「人財・交流・情報」を定めました。

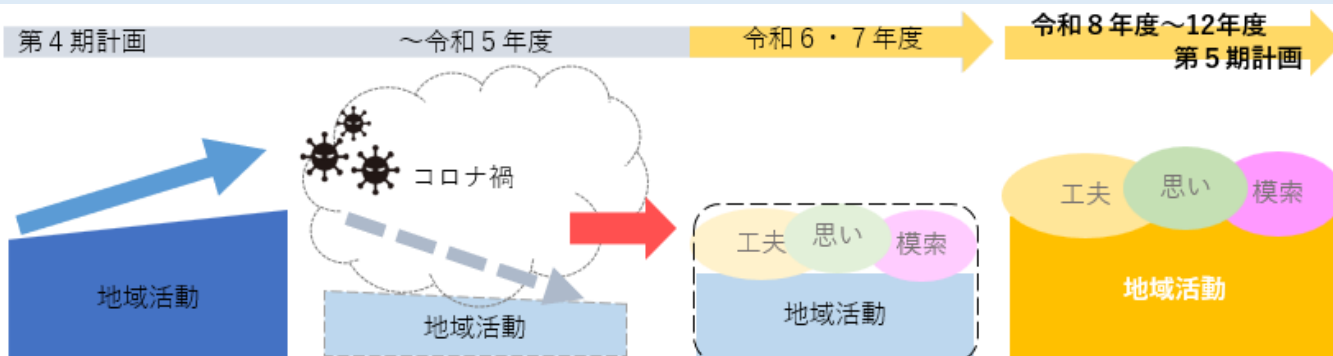


第4期(令和3～7年度)

歴史や文化、多文化共生、地域に愛着を持つ区民性など、誇れる価値を有する中区の未来を見据え、子ども、働き世代、高齢者、障害者、外国人等のすべての人、また、企業や事業所などの働く人も含めた区全体で「もっとみんなの中なかいいネ！」を目指す計画にしました。



【第5期計画に向けて】



第4期計画中にはコロナ禍を経験し、地域活動も大きな制約を受けましたが、活動に関わる多くの方の思いと模索で活動を継続・再開することができました。

第5期計画では、地域の皆さんの大切にしてきたことを軸に、コロナ禍で見た地域活動の新たな価値や取り組み方の工夫について推進会議や各地区で話し合うとともに、地域活動に関わる方へグループインタビューも行うなど、地域の皆さんの生の声を集めながら検討を進めています。

第5期地域福祉保健計画「中なかいいネ！」推進の3つの視点



子どもから高齢者まで＜誰もが安心して健やかに暮らせるまち＞を目指して、引き続き「えん結び」と「元気いっぱい」を地域活動の2本の柱とするとともに、第5期「中なかいいネ！」推進にあたって意識したいポイントを3つの視点にまとめてみました。

見守り力を高める 「えん結び」

地域活動が 目指すもの (活動の2本の柱)

健康づくりの 「元気いっぱい」

取組の視点1

誰もが支え合う 共生社会

1. 子どもの声を聴き、健やかな育ちをみんなで応援！子どもの居場所や活躍の場をつくろう
2. 障害について理解を深め、交流する機会をふやそう
3. 外国人・日本人が助け合い、交流できる地域にしよう
4. 立場や背景、価値観など一人ひとりの多様性を尊重しよう

市計画の目指す姿
＜認め合い＞

取組の視点2

多様なつながりで 安心の輪を広げる

1. 身近なつながりから、お互いに見守り見守られ、困りごとに気づき、支え合う地域にしよう
2. 地域住民×事業者×専門職で暮らしを支えるサービスや制度を必要な人に届けよう
3. デジタル×アナログで地域活動の情報発信力を高めよう
4. 日頃のつながりづくりを通して災害時にも助け合う地域をつくろう

市計画の目指す姿
＜つながり＞

取組の視点3

愛着を育み 住み続けたいと思える 地域づくり・人づくり

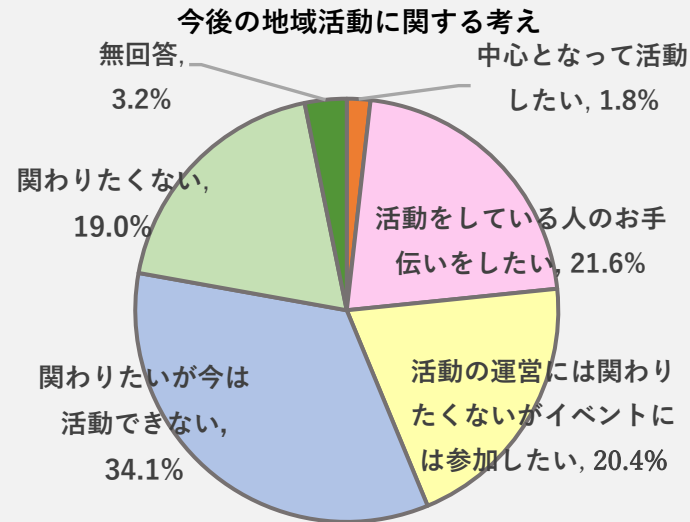
1. 長い歴史があり、文化・経済活動も活発な中区の良さを大切に地域活動の価値をみんなで分かち合おう
2. 「仲間」と「場」こそ心身の健康の源！地域活動を通じて元気づくりを進めよう
3. 子どもも大人も、地域を身近に感じられるように取組を進めよう
4. 13の地区で、みんなが地域に愛着を感じながら活動を展開できるよう、対話と学びで「中なかいいネ！」を進めよう

市計画の目指す姿
＜ともに＞

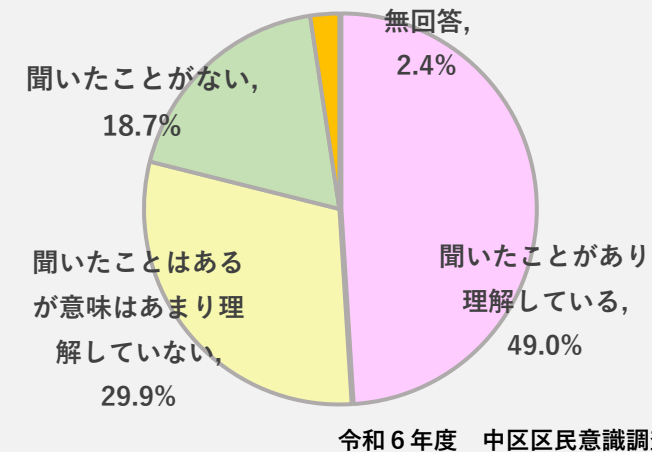
活動を推進する3つの土台：人財・交流・情報

3つの視点をまとめるにあたっては第4期計画の取組の振り返り、各種会議やアンケート、グループインタビューで寄せられた多くのご意見、中区に関わる様々な統計データをもとに検討しました。

統計データ：中区民の意識



多文化共生について「理解している」人は約半数



グループインタビューより

多様な人や文化が存在する中区。地域での対話や学びで暮らしづらさを解消できることが多いと思う。正しく役立つポジティブな情報も共有できるとよい。(居場所ボランティア)

障害のある人こそ、リスクばかりに注目せず、好きなコト、得意なコトをして自分らしい暮らしをしないと、家族以外誰ともつながってないなんてことになってしまう。(自立訓練事業所職員)

不登校の子を抱えて将来が不安な父母が増加。子どもたちもどうしたら良いかわからず不安を募らせています。まずは声を聞くこと！信頼関係づくりが大切です(スクールソーシャルワーカー)

介護事業者として高齢者に対応していると、同居している家族が課題を抱えているケースに遭遇することが多く、もっと家族全体を支援する方法を学ぶ必要があると思います。(介護事業所ケアマネジャー)

地区で行われている事業は計画の理念や目指すことにつながることが多い。地域活動と計画コミット感を持って計画も地域も元気になるとよい。(地区社協)

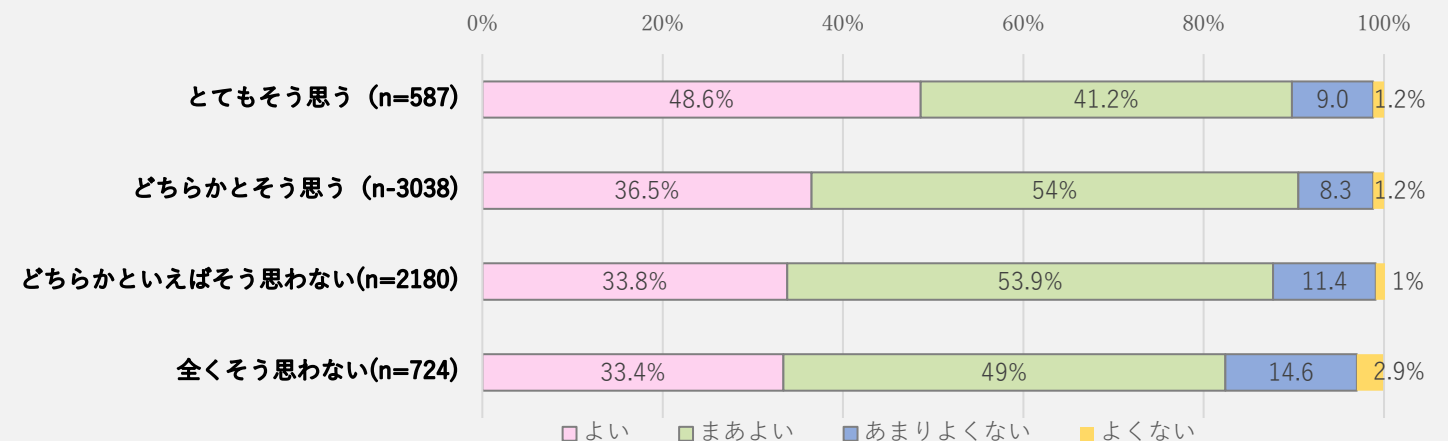
中区は関心のある取組があれば参加できる、それを受け入れていくという風土がある。歴史や文化的な土台があるからじゃないかな。そういうイイところは継承しなくちゃ！(民生委員)

子どもも障害のある人もみんな自分の言葉で発信することで、子ども同士、障害者同士、子どもや障害のある人と色々な大人・職業の人が互いを知り支援を共に生み出すことが出来るはず。(連合会長)

せっかく支援チームがあるのだからそれぞれ職責をもっと活かして地域と関わる必要がある。(区 障害者支援担当職員)

外国人が主体になれる取組がない。彼らが支えられる存在ではなく地域と交流することが大切だと思う。(地域食堂ボランティア)

地域の人々と関わりを持とうと考えていますか？×現在の健康状態のクロス集計
「地域の人々と関わりをもとうと考えている」の問いについて「とてもそう思う」人では健康状態が良好との回答が90%を占めており、地域との関りが主体的健康観に影響していることがわかる



▶第5期計画の策定に向けた根拠及び基礎資料一覧

- ・第5期横浜市地域福祉保健計画【令和6年度～令和10年度】
- ・中区地域福祉保健計画推進会議
- ・第5期「中なかいいネ！」策定に向けたグループインタビュー【令和6年10月】
- ・中区の子育てワイワイトーク
- ・中区区民意識調査【令和6年度】 ・中区外国人数基礎調査【令和6年度】
- ・中区子ども・子育てネットワーク推進事業アンケート調査【令和6年度】
- ・第2期横浜市中区多文化共生推進アクションプラン

第5期「中なかいいネ！」策定に向けたグループインタビュー（令和6年10月）

地域活動に関わる皆さんの生の声や実感を計画に生かすためグループインタビューを行いました。困り事や複雑な課題を抱える世帯に対して身近な地域で何ができるか、架空の事例を題材にしたディスカッションを3回行いました。

第1回「学校に毎日通えていない小学3年生男子A君世帯」

第2回「妻に先立たれ孤立しがちで心身の不調もあるBさんと次男世帯」

第3回「中学3年生男子、小学6年生女子の子を持つシングルマザーの中国人Cさん」

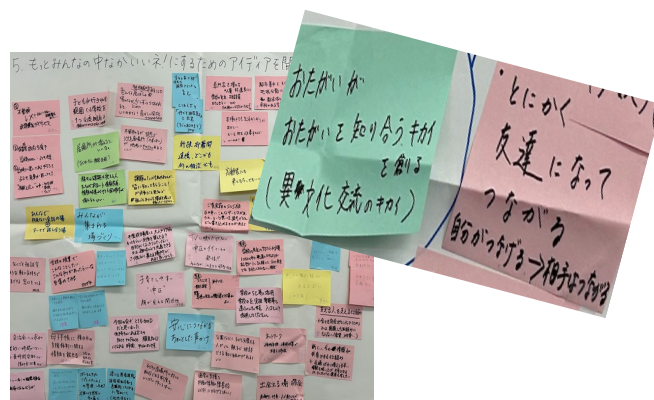
＜質問項目＞

「皆さんの身近にこのような気になる人はいますか？」

「どんな支援が考えられますか？また地域への支援や予防はできますか？」

「えん結びや元気いっぱい」の視点を含めた取組はできますか？」

地域活動に関心のある区民の皆さん、福祉・医療・教育など分野の異なる専門職・団体や事業所の方など、様々な立場の方が30名ほど集まり熱い検討が行われました。



▶第5期「中なかいいネ！」策定までの道のり

令和7年3月
骨子確定



令和7年9月
素案確定



区民意見募集



令和7年12月
区計画確定！

中なかいいネ！推進会議・中区役所・中区社会福祉協議会
中区内の地域ケアプラザ（新山下・不老町・麦田・本牧原・簗沢・本牧和田）

中福第 25 号
令和 7 年 4 月 18 日

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長

令和 7 年度 歯と口の健康週間講演会チラシの掲出について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、中区福祉保健行政に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発し、歯の健康寿命を延ばすため、6 月 4 日～10 日を「歯と口の健康週間」と定めています。

そのため、中区においても中区歯科医師会と協力し、歯と口の健康週間講演会「オーラルフレイル予防と口腔ケア」を開催することといたしました。

つきましては、地域の皆様に講演会へご参加いただくため、自治会掲示板へ掲出いただきますよう宜しくお願いいたします。

【送付物】

令和 7 年度 歯と口の健康週間講演会「オーラルフレイル予防と口腔ケア」
開催案内チラシ

【掲出期間】

チラシ到着から令和 7 年 6 月 4 日（水）まで

担当 中区福祉保健課健康づくり係
五十嵐、高橋
TEL 224-8332
FAX 224-8157

歯と口の健康週間講演会

令和7年度



令和7年 6月5日(木)
午後1:30~3:00
(受付は午後1:00から)

食べる楽しみいつまでも♪

お口の健康を保ち健康長寿!

会場：中区役所本館6階会議室

(中区日本大通35)

定員：先着50名

講師：^{しょう}蕭^{けい}敬意^い先生

(中区歯科医師会)



「オーラルフレイル予防と口腔ケア」

“かたいものが食べにくくなった”

“むせることがある” そんな口の不調、**オーラルフレイル**※かもしれません。

唾液チェックやマッサージなど、予防に役立つ方法をお伝えします。

※オーラルフレイル…口の虚弱のことで、全身の筋肉や心身の活力の衰え、介護状態になる原因の1つとも言われています。

唾液の検査

口腔内細菌のチェック

も行えます!

■お申込み・お問合せ<5月12日(月)から受付開始>

☎ 045-224-8332 FAX 045-224-8157

中区福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係

電話・QRコード・FAXから申込み

※FAXでお申し込みの場合は、

講演名、氏名、電話番号をご記入下さい。

中区歯科医師会／中区福祉保健センター



令和7年4月18日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課 阿部 康裕

消費生活推進員だよりの掲出について（依頼）

日頃より、区政・市政に御理解と御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

この度、中区消費生活推進員の活動をより広く地域の方々に知っていただくことを目的として、「第50号消費生活推進員だより」を作成しました。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へ掲出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

「第50号中区消費生活推進員だより」

2 掲出期間

チラシ到着から令和7年6月30日(月)

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

「第50号中区消費生活推進員だより」(A4)

中区消費生活推進協議会 事務局

(中区地域振興課内)

担当：高橋 中村

電話：(224) 8140

FAX：(224) 8215



第50号

暮らしを学ぼう

中区消費生活推進員だより

横浜市消費生活推進員とは？

横浜市消費生活推進員は、自治会町内会長からの推薦や公募により募集を行い、市長から委嘱を受けて各地区で活動を行っています。

また、市や区役所で実施する研修等で、消費生活に関する正しい知識とトラブル時に対応できる「消費者力」を身に付け、身に付けた知識を地域の皆さんに広げる活動も行っています。

例えば…

悪質商法の被害や手口を紙芝居やクイズ等で、楽しく分かりやすく伝え、被害の未然防止を図る講座の開催



振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、啓発チラシを配布する活動



★消費生活に関する、商品やサービスの契約トラブルでお困りの方は下記『横浜市消費生活総合センター』まで！

中区消費生活推進協議会の取組について

中区では、「かしこく・楽しく・安心ライフ」を活動テーマとして、年間を通じて区及び地区で様々な活動を行っています。

●ハローよこはまへの出店

区民の皆様へ、「だまされやすさ心理チェック」を行い、消費者被害にあわないよう啓発を行いました。

●伊勢佐木モールでの啓発活動

消費者トラブル防止キャンペーンとして、伊勢佐木警察署と合同で啓発活動を行いました。



契約などの消費生活トラブルで困った時は、
横浜市消費生活総合センターにお電話ください。

相談専用電話 **045-845-6666**

平日／9:00～18:00
土・日／9:00～16:45

もしくはこちら

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188

令和7年3月発行

発行:中区消費生活推進協議会(中区役所地域振興課内) 〒231-0021 中区日本大通35番地 TEL:045(224)8140

令和7年4月18日

自治会町内会長 各位

地域振興課長 阿部 康裕

特殊詐欺・交通安全注意喚起チラシ掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

中区地域振興課では、特殊詐欺・交通事故等の防止を目的として、令和6年の発生状況、注意事項などを掲載したチラシを作成しました。

つきましては、チラシの内容を広く区民に周知したいため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

1 掲出希望期間

チラシ到着から令和7年7月31日（木）まで

2 掲出希望内容

A4版チラシ 両面

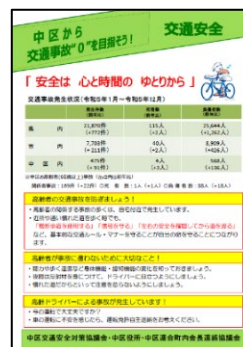
※ チラシは掲示板数の2倍の枚数をお送りいたしますので、できるだけ表面と裏面両方の掲出をお願いいたします。

※ スペースの都合上、両面の掲出が難しい場合は、表面（特殊詐欺等の防止）の掲出をお願いいたします。

3 チラシのイメージ



表面
(掲出する面)



裏面

(ご参考：中区安全・安心メールについて)

中区役所では、区内4警察署と連携し、各警察署から提供される犯罪情報（自転車盗、置き引き、車上狙い等）をEメールで週に1回程度配信しております。ぜひご登録ください。



ご登録はこちらから
お願いいたします。

【お問い合わせ先】

中区地域振興課 工藤

TEL:045-224-8132

Email: na-chikatsu@city.yokohama.jp

特殊詐欺 撲滅対策実施中！

防 犯

特殊詐欺(振り込め詐欺等)発生認知状況(R6年1月～R6年12月)

	被害件数 (前年比)	被害額 (前年比)
県 内	1,999件 (-26件)	約65億5,800万円 (+約19億4,900万円)
市 内	902件 (-31件)	約28億2,200万円 (+約7億5,000万円)
中 区 内	20件 (+2件)	約6,000万円 (+約2,500万円)



振り込まない！ 手渡さない！

※12月時点暫定値

犯人は録音されることを恐れます。

留守番電話設定にして、

電話に出ないようにしましょう。

中区内では、
「還付金詐欺」
が急増しています！

「ご家族がトラブルに巻き込まれた」と電話がかかってきたら・・・

オレオレ詐欺！

役所等を名乗り、「還付金がある」と電話がかかってきたら・・・

還付金詐欺！

「身に覚えのないサイト料金等」を請求されたら・・・

架空料金請求詐欺！

**「中区安全・安心メール」登録者募集中！
中区内の犯罪発生状況をお届けします。**

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録するだけで、各警察署から区役所に提供される中区内の空き巣、ひったくり、自転車盗、振り込め詐欺などの発生状況をメール配信しています。



中区民暮らし安全推進協議会・中区役所・中区連合町内会長連絡協議会

加賀町警察署・加賀町防犯協会 ☎641-0110

伊勢佐木警察署・伊勢佐木防犯協会 ☎231-0110

山手警察署・山手防犯協会 ☎623-0110

横浜水上警察署・横浜港防犯協力会 ☎212-0110

中区から 交通事故“0”を目指そう！

交通安全

「安全は 心と時間の ゆとりから」



交通事故発生状況(令和6年1月～令和6年12月)

	発生件数 (前年比)	死者数 (前年比)	負傷者数 (前年比)
県内	20,750件 (-1,120件)	109人 (-6人)	24,123人 (-1,521人)
市内	7,263件 (-440件)	40人 (0人)	8,321人 (-588人)
中区内	504件 (+29件)	8人 (+4人)	572人 (+4人)

※中区の高齢者(65歳以上)事故(カッコ内は前年比)

関係者事故：164件(-5件) ○死者数：3人(+2人) ○負傷者数：79人(-9人)

高齢者の交通事故を防ぎましょう！

- ・高齢者の関係する事故の多くは、自宅付近で発生しています。
- ・近所や通い慣れた道を歩く時でも、
「横断歩道を使用する」「信号を守る」「左右の安全を確認してから道を渡る」
など、基本的な交通ルール・マナーを守ることが自分の命を守ることにつながります。

高齢者が事故に遭わないために大切なこと！

- ・聴力や歩く速度など身体機能・認知機能の変化を知っておきましょう。
- ・夜間は反射材を身につけて、ドライバーに目立つようにしましょう。
- ・慣れた道だからといって注意を怠らないようにしましょう。

高齢ドライバーによる事故が発生しています！

- ・今の運転で大丈夫ですか？
- ・車の運転に不安を感じたら、運転免許自主返納をお考えください。

中区交通安全対策協議会・中区役所・中区連合町内会長連絡協議会

令和7年4月18日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

「みんながつながる地域づくり補助金」の申請団体募集について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

中区の自治会町内会など、主に中区民による様々な主体が連携・協働しながら、地域を活性化することを目的とする「みんながつながる地域づくり補助金」の令和7年度受付を開始します。つきましては、補助金を活用した地域活動についてご検討くださいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

1 補助対象活動

補助金の交付対象となるのは、中区内の地域における課題の解決を図るために、自治会町内会と主に中区民による団体が連携・協働し、多世代交流につながる取組を実施する活動であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 連合町内会及び自治会町内会が主体となって実施する活動
- (2) 地区連合町内会及び自治会町内会、並びにそれら以外と一つ以上の主体が含まれ組織された団体が実施する活動（例：元気づくり協議会）
- (3) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体が、地区連合町内会及び自治会町内会と連携・協働しながら実施する活動

2 補助金額

1年目：上限10万円（補助対象経費の10分の9以内）

2年目：上限5万円（補助対象経費の10分の9以内）

3年目：上限3万円（補助対象経費の10分の9以内）

3 募集団体数

新規申請する5団体

（2年目、3年目となる継続団体は、上記に含みません）

4 募集期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月30日（金）まで

※申請される際は、事前に地域力推進担当にご相談ください。

5 交付決定

令和7年7月上旬予定

裏面あります

6 添付資料
募集要項

7 その他

- (1) 「地域運営補助金」の交付を受けている団体は、同一年度に「みんながつながる地域づくり補助金」の交付を同時に受けることはできませんので、ご注意ください。
- (2) 申請団体数が想定を上回った場合など、申請額どおりに交付できない場合があります。

【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（都築・土屋・田中）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail : na-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

1 補助対象となる活動

交付対象となるのは、中区内の地域における課題の解決を図るために、自治会町内会等とそれ以外の団体が連携し、多世代交流につながる取組で地域を活性化させる活動であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 連合町内会及び自治会町内会が主体となって実施する活動
- (2) 地区連合町内会及び自治会町内会、並びにそれら以外の一つ以上の主体が含まれ組織された団体が実施する活動
- (3) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体が、地区連合町内会及び自治会町内会と連携・協働しながら実施する活動

上記の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は補助対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした活動
- (3) 同一の内容で中区または横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある活動
 - ※ 地域運営補助金の交付を受けている団体は、同一年度中にこの補助金を受けることはできません。
- (4) 会員相互の親睦や交流のみを目的とする活動
- (5) 公序良俗に反する活動

2 補助対象となる団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場がある。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていない。
- (5) 政治上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的とするものでない。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではない。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体ではない
- (8) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者がいる団体ではない

3 補助内容

(1) 補助期間

1つの活動につき、最長3年間

※補助期間は単年度です。継続する場合も毎年度申請が必要で、その都度審査による判定があります。

※補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できます。次年度に繰り越すこと

はできません。

(2) 補助金額

- 1 年目：上限 10 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- 2 年目：上限 5 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- 3 年目：上限 3 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象活動の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。
その他の経費については、審査委員会の審査により対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	活動実施に必要な事務用品、消耗品（単価10万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、活動に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		活動実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		活動実施に必要となる備品等（単価10万円以上）の購入代
7 その他 活動の実施に直接かかる経費として区 長が必要と認めたもの		工事費、家賃、光熱水費、直接人件費等

※注意点

- ・活動終了後5 年間は、領収書・レシートの保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には、前払いした補助金を返還していただくこともあります。

5 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

(1) 提出書類

様式データは、担当からメールでお送りしますので、中区 地域振興課 地域力推進担当までご請求ください。

ア 補助金交付申請書（第 1 号様式） イ 事業計画書（第 2 号様式）

- ウ 収支予算書（第3号様式） 工 資金計画表（第4号様式）
- オ 団体概要書（第5号様式）
- カ 団体の規約、定款その他これらに類する書類及び構成員名簿
- キ その他区長が必要と認める書類

(2) 申請受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月30日（金）まで（必着）

受付時間：午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(3) 提出方法

申請にあたっては、団体の要件や活動計画等を確認させていただきますので、**書類提出の前に**中区役所地域力推進担当へご相談ください。

6 審査基準

活動内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項目	具体的な判定内容
目的設定	活動目的は、地域の課題解決や多世代交流の促進であるか
計画性	必要な人材、施設等は確保され、円滑な活動が見込めるか
	今回申請の資金計画等は、円滑な活動が見込めるか
継続性	来年以降、資金調達など活動の継続は見込めるか
活動効果	新たな連携や多世代交流の広がりなど、活動による効果は期待できるか

7 補助金交付決定までのスケジュール等

(1) 審査委員会

令和7年6月下旬予定

(2) 交付・不交付の決定

令和7年7月上旬予定 交付団体へは「補助金交付決定通知書」不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

(3) 活動実績報告

令和7年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。（提出時期：令和8年4月上旬まで）

8 補助対象事業の公表

(1) 交付対象となった活動の概要及び団体名は、ホームページ等により公表します。

(2) 提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

9 ご相談・ご提出は

中区役所 地域振興課 地域力推進担当（区役所本館6階64番窓口）

住所：〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地

☎ 045-224-8136 FAX 045-224-8215

eメールアドレス：na-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

みんなでつなげる！ ～ みんながつながる！

令和 7 年度分受付開始！

みんながつながる地域づくり補助金

受付期間； 4月21日(月)から 5月30日(金)まで

対象事業

地域における課題解決と、
多世代交流を深める取組み

補助内容

- ◆ 1 年目
上限 10 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- ◆ 2 年目
上限 5 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- ◆ 3 年目
上限 3 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）

対象団体

主に区民により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体
（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会など）

お問い合わせは・・・

中区 地域振興課 地域力推進担当

na-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

☎ 045-224-8136

FAX 045-224-8215



詳細は次ページ以降をご確認ください

令和7年4月18日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

中区「地域づくりアドバイザー」等派遣事業について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

中区の自治会町内会をはじめとした団体が実施する、地域の課題解決や魅力づくりに向けた主体的な勉強会等を支援するため、専門的な立場から助言を行うアドバイザー等を派遣する「中区地域づくりアドバイザー派遣事業」の募集を開始します。

つきましては、地域主体の様々な勉強会等への活用について、御検討くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 アドバイザー派遣対象事業

地域の課題解決や魅力づくり等、主体的な活動

- ・地域活動の担い手発掘・育成
- ・地域の防災・減災
- ・組織運営のICT活用
- ・福祉の視点を取り入れた地域づくり
- ・地域の魅力づくりに関する活動
- ・地域活動に関する専門的な知識・経験・情報の習得のための研修開催 等

【例】

- ◆防災知識の勉強会
→ 区役所防災担当職員、専門知識を有する防災士による講演など
- ◆地域の長期的な魅力づくりの検討
→ 地域づくりの経験豊富なコーディネーターによるワークショップなど
- ◆オンライン会議実施に向けたスマホ・パソコン講座、活用事例の紹介
→ なか区民活動センター登録の団体による勉強会など
- ◆外国籍住民と連携したまちづくりの検討
→ なか国際交流ラウンジの外国につながる若者たちとの意見交換など

2 募集期間

随時

※予算の範囲内での補助となるため、予算上限に達した時点で募集終了となります。活用を検討されている場合は、お早めに御相談ください。

※1団体あたりの補助金額には上限があります。

【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（都築・田中・土屋）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail: na-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

中区「地域づくりアドバイザー」等派遣事業

自治会町内会・各種委嘱委員のみなさま

講座や勉強会を 開催してみませんか？

中区では、講師やアドバイザーの
費用を助成します



昨年度は、こんな取組がありました

まちづくりの勉強会 (主催)元気づくり推進協議会

⇒「横浜市まちづくりコーディネーター」をお招きして、地域の魅力づくりや新たな仲間づくりを考える勉強会を3回開催、「まちあるき」で地域の魅力を再発見することもできました

終活講座 (主催)消費生活推進員

⇒「なかく街の先生」をお招きして、終活・遺言・お墓に関する話をイラストや事例を交えながら、楽しく学びました。参加者の関心も高く、多くの方が質問されていました

簡単！3つのステップ

ステップ①

〉テーマを検討

まずは地域のみなさんで
検討してください

ステップ②

〉講師の選定
〉開催日時・場所の決定
〉会場確保
〉地域での周知

ステップ③

〉開催

運営は、地域のみなさんで
お願いします

区役所が一緒に考え、サポートします！

まずは、お気軽にご相談ください

中区役所 地域振興課 地域力推進担当(都築・土屋・田中)
TEL 045(224)8136 / FAX 045(224)8215
メール na-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp



詳しくはこちら

裏面で詳しくご説明します >>>

どんな団体が申請できるの？

中区の地区連合町内会・自治会町内会、各種委嘱委員、または、これらの団体に関わる協議会等です。



どんなテーマの講座や勉強会が対象になるの？

地域の課題解決や魅力づくりにつながる講座や勉強会です。

例えば、

「新しい活動の担い手発掘方法」や「効率的な会議の進め方」といった勉強会

「デジタルの活用」や「防災力の高め方」、「魅力的な広報」といった講座 などが考えられます。

上記は一例ですので、まずは、区役所にご相談ください。



実施回数や金額に上限はあるの？

1 申請につき、延べ6 時間までですが、開催前・後の打合せを含むことはできません。

講師への謝金については、要綱に基づきお支払いをします。



団体(地域)でやらなければいけないことはなに？

表面の3 つステップ（テーマや講師の選定、会場確保、周知、当日の運営）のほか、申請と報告の手続きが必要です。



講師やアドバイザーを探すことができない

「なかく街の先生」や「横浜市まちづくりコーディネーター」をはじめ、専門的な立場で助言を行うアドバイザー等の選定を区役所がお手伝いします。



団体が区役所を経由せず、独自に講師を選定した場合も助成の対象です。ただし、いずれの場合も事前の申請が必要です。

事後申請は不可ですので、ご注意ください。

